

第2回団体訴訟制度検討委員会のヒアリング

消費者団体訴訟制度を考える連絡会議

< 所属団体の紹介 >

「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」(2004年1月結成)21団体68人の個人が参加。目的は

「本連絡会議は、消費者団体が、事業者の不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為を差し止め、あるいは、事業者のこれらの行為が行われた場合に消費者団体が事業者に対し損害賠償を請求することを内容とする、「消費者団体訴訟制度」の内容の検討、同制度実現に向けた運動、同制度創設後の活用について情報交換することを目的とする。」

陳述の3人は、いずれも連絡会議の役員である。個別の所属は

- ・ 飯田秀男(全大阪消費者団体連絡会)
- ・ 三木澄子(NPO 京都消費者契約ネットワーク)
- ・ 黒木理恵(NPO 消費者ネット関西)

所属団体の活動内容とこれまでの経緯及び消費者団体訴訟制度の意義・必要性について

「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」幹事 三木澄子
(全相協関西支部・NPO 京都消費者契約ネットワーク所属)

《NPO 京都消費者契約ネットワーク》

設 立：平成13年12月5日設立総会開催

代 表 者：理事長 長尾治助

会 員 数：92名

主な活動内容：消費者契約法の活用をもとに、事例研究及び警告(申し入れ)活動の実践、電話相談110番等による消費者問題実態調査、消費者問題に関わる出版、講演等の消費者啓発活動、シンポジウム、各種提言等。

《活動内容とこれまでの経緯》

- ・ 賃貸マンションの敷金保証金問題への取組み...110番、警告、訴訟へ
- ・ 英会話学校やパソコン教室の不当約款への取組み...警告、訴訟へ
- ・ 携帯電話に関する契約約款への取組み...各電話会社への警告・改善の回答
- ・ 日本教育サービス産業振興会へ不当な解約損料表の推奨撤回を申し入れ
- ・ (社)全国貸金業協会、全国銀行協会、(社)全国信販協会へ債権譲渡についての異議無き承諾条項の中止を申し入れ・・・「改善する」との回答

警告・申し入れの結果は、改善の成果もあるものの権限のないことから十分な対応が見られない。

裁判では、勝訴等を勝ち得ても個別救済でしかない。

《消費者団体における消費者トラブルの現状》

各消費者団体にも消費者被害の情報や相談が集まるが、実際は権限がなく、裁判などへの支援活動にとどまる。消費生活センターや弁護士会などを紹介することしかできない。

《自治体における消費者トラブルの現状》

消費生活センターの相談現場...相談件数の激増、相談内容の悪質化・複雑化

不当条項以外にも悪質勧誘行為の横行

消費者契約法4条関連の被害例

高齢者、若者、社会的弱者が狙われるケースが増加

行政相談窓口でのあっせんや啓発等による被害救済や未然防止を実施しているが、一向に被害はなくなるない現状。

消費者団体や消費生活センター等の苦情処理に持ち込む割合...全被害の5%に過ぎない

《消費者団体訴訟制度の必要性》

不当契約条項、不当勧誘行為の差し止め及び被害救済と利得吐き出しの損害賠償請求の2本立て制度の必要性。

消費者団体訴訟制度があれば、不当な契約条項や不当な勧誘行為を差し止めることができ、被害の未然防止ができる。また、悪質業者の得た利得の吐き出しをさせたい。そのためには、損害賠償請求も必要。

消費者団体が権限を行使して主体的に関われる制度を作るとは、公正な市場の形成、市場の監視機能の発揮だけでなく、消費者の権利の実効性確保のための大きなステップとなる。

ぜひ、団体訴権を武器として導入してほしい。

以上三木

団体訴権制度実現の要件

「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」幹事 黒木理恵
(NPO 消費者ネット関西理事・弁護士)

《NPO 消費者ネット関西》

設 立：平成11年10月設立総会開催（平成12年4月：設立登記）

代表者：理事長 甲斐道太郎

会員数：140名（団体会員 6、個人会員 134）

主な活動内容：消費者法ゼミ、各種公開ゼミ、ニュース発行、特定事業等に関する実態調査、消費者啓発事業等の受託、NPO 消費者ネット関西基金の運用等

《団体訴権制度実現に必要なもの》

人・・・情報を収集分析することのできる人材、ネットワーク
訴訟活動を維持することのできる人材

情報・・・今、何が問題となっているのかを知るための情報
採り上げた問題について訴訟を提起し、維持するために必要な情報

資金・・・継続的な情報収集・分析活動のための資金
訴訟に要する資金

実効性の確保・・・判決結果を周知できるシステム
違反に対する間接強制
判決結果の援用

《検討すべき組織・制度》

団体訴権を担う団体について

活動実績
団体訴権を担うことのできる実体

団体訴権を担う団体がそのための情報を収集できるシステムが必要

一定の組織や事業者に対して情報提供を求めることができるシステム
訴権団体以外の消費者団体を含めたネットワーク作り

訴権団体が活動資金を得る手段とは

公的資金
「消費者支援基金」の試み
訴権団体自身が情報誌の発行等により資金を得る
団体訴権の行使により資金を得る

団体訴権の結果を広く消費者に知らせるシステムとは

訴権団体自身による広報（マスコミ発表、HPの活用）
国民生活センター等による情報の一括管理・広報
裁判所のHPによる発表

団体訴権に関する資金を効率的に管理するシステムの構想（特に損害賠償）

団体訴権行使に必要な資金、団体訴権行使により得た資金（損害賠償金等）、違反に対するペナルティとして得た資金（間接強制等）を訴権団体とは別に管理し、消費者への還元を担当する基金設立の可能性

以上黒木

消費者団体訴訟制度の意義と連絡会議の取組

「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」代表幹事 飯田秀男
(全大阪消費者団体連絡会事務局長)

1. 全大阪消費者団体連絡会(略称:大阪消団連)

1972年7月設立。現在は、生協や労働組合・市民団体27団体の構成。

2. 大阪消団連としての取組み

- ・マンズワイン訴訟の支援
- ・カネミ油症事件や豊田商事事件等の支援活動、学習会、パンフレット発行など消費者問題に対する啓発活動
- ・個々の被害者を当事者とする訴訟しか提訴できず、消費者団体が当事者として関わる事ができず

大阪消団連が団体訴権を担う団体を組織する意義を次のように考えている

- ・消費者被害を救済し、あるいは未然防止活動を行うことは消団連としての存在意義を発揮することになる。
- ・訴権を行使する団体を作ることによって、市場における監視機能を持つことができる。その結果、公正な市場を実現することに貢献できる。
- ・消費者の権利の実効性を高めていく活動を担うことができる。
- ・消費者団体としての社会的発言力をいっそう強化することができる。

3. 「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」(以下、連絡会議)の取組み

構成団体の中で、現在訴権行使を明確に打ち出しているのは、消費者ネット関西、京都消費者契約ネットワーク、コンシューマーズ京都(京都消団連)、消費者ネット広島の4つ、

現在、連絡会議は、あるべき制度設計を検討し、さらに訴権行使の援助体制について検討している。

団体訴権行使にあたっての連絡会議としての援助体制として現在検討されているのは、以下のものである。

- ・被害事例の研究、「110番活動」や構成団体の会員へのアンケートの実施
- ・公的財政支援制度の実現、団体からの資金援助による基金で財政的に支援
- ・訴訟の状況を構成団体及び会員に情報提供、アドバイスや裁判傍聴などの支援
- ・訴権を有している構成団体が取り組んだ結果を他の構成団体に情報提供、会員消費者に対する広報、マスコミ等への情報提供

4. 今後の取組方針

制度に対する政策提言活動

- ・連絡会議として、あるべき制度に関する提言を随時発表していく
 - ・検討委員会の検討段階にあわせて意見を発表していく
 - ・法案段階に至った際にも、よりよい制度になるよう国会に働きかけていく
- 担い手団体の活動支援
- ・担い手となるべく準備をしている団体の諸活動を支援する
 - ・担い手として結成された団体の交流・情報交換を促し、制度の実効性を高める

是非とも活用しやすい消費者団体訴訟制度を作っていただきたい。

以上飯田